主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は結局単なる訴訟法違反、事実誤認を主張するに帰し、「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号) 一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。(原判決の原本は原裁判所において保管されている。二点の「昭和二十五年」は昭和二十六年の誤記と認むべきことは明らかである)。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	入	江	俊	郎